直轄事業負担金制度改革について

- 1 平成22年度予算における直轄事業負担金制度等の見直しについて
 - (1) 維持管理費負担金等の見直しについて

維持管理費負担金は、本来、施設の管理水準を決定する管理主体たる国が全額を負担すべきであり、「地域主権国家」の確立をめざすための第一歩として、すっきりとした形で、平成22年度から全額を廃止すべき。

修繕費に係る負担金の取扱

地方ではこれまで修繕分も含めて維持管理費負担金として45%の 負担を請求され支払いを行っており、明確な定義すらない修繕費分 を恣意的に区分することは、これまでの請求そのものの信用を著し く損なうものである。

「改築に近いもの」として修繕費分の負担金を存続させるというのであれば、本来、地方の負担割合は1/3とすべきであったはずであり、これまで過払いだったという大きな問題になる。

流水占用料等の帰属

現行河川法制定時に、河川管理と流水占用料等の帰属とが分離され、明確に都道府県の収入とされたものであり、単に河川管理だけでなく都道府県の水源保全施策等における重要な財源として定着しているものである。こうした経緯や都道府県が水資源管理に果たす総合的な役割、地方財政への位置付けなどを斟酌すべきであり、拙速に維持管理費負担金の廃止と結びつけて議論すべき問題ではない。

法令上の取扱等

維持管理費負担金に係る関係法令の条項を削除し、明確に廃止をすべき。

(2) 直轄事業負担金の対象範囲の見直し

業務取扱費に係る負担金の見直し

全国知事会では、負担金における不適切な経費等が問題視されたことなどから、その対象範囲の見直しを求めてきたものであり、知事会が提案した負担金の対象範囲等の基準に沿って、対象経費の見直しや事務費の制限率等の設定などを行うべき。【別紙:全国知事会申し合わせ】補助金の事務費を補助対象外とすることは、補助金の適正化を図る観点からであれば、負担金問題とは切り離して、今後の補助金のあり方等を見直す中での検討課題とすべき。

2 工程表(素案)の作成について

直轄事業負担金の廃止に向けては、直轄事業は、本来国が責任を持つべき事業に縮減した上で、地方が担うべき事業については権限と財源を一体的に移譲することや、制度廃止後の社会資本整備のあり方をどうするかなど様々な課題があり、まずは、今後4年間での廃止に向けた課題を整理した上で、それを解決していくための具体的な手順等を工程表に盛り込むべき。

3 平成21年度分の直轄事業負担金の請求について

21年度分については、「地方にとって分かりにくい」等という理由で、退職手当や営繕宿舎費のみを対象外とするのではなく、負担金の内容の適正化を図る観点に立ち、全国知事会の基準に沿って適正な内容の請求等を行うべき。

直轄事業負担金制度の改革に関する申し合わせ

~ 直轄事業負担金の支払い基準及び今後の廃止方針 ~

平成21年7月14日 全 国 知 事 会

1 負担金の対象範囲等は平成21年度分から見直し

全国知事会は、負担金の対象範囲等について、職員の退職手当や恒久的な庁舎・職員住宅等に係る建設費など国庫補助事業では認められていない経費や直轄事業との関係が不明確な経費を明確に除外するなどの見直しを求めているところである。

しかし、国土交通省は本年度分は既に予算の割り振りが済んでおり、本年度からの対応は困難との姿勢である。

このまま国からの詳細な情報開示と全国知事会が提案する負担金の対象範囲等の基準を踏まえた適正な請求がなされなければ、各都道府県は議会や住民への説明責任が果たせず、平成21年度分の負担金の支払いはできない。 (別紙参照)

2 維持管理費負担金は平成22年度から廃止

維持管理費負担金は、本来、管理主体である国が負担すべきであり、また、都道府 県管理施設については都道府県が負担していることとの均衡を欠くことから、平成 22年度から直ちに廃止すべきである。

3 直轄事業負担金制度は廃止

地方分権の推進の観点に立ち、国による事業は、国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他の事業は地方に権限と財源を一体的に移譲し、国直轄事業負担金は廃止すべきである。

なお、その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないよう配慮する ものとする。

4 市町村負担金の見直し

市町村負担金は、直轄事業負担金制度の改革の主旨を踏まえ同様に見直す。

5 地方の意見が反映できる制度を直ちに創設

事業の採択・実施等に関しては、地方公共団体が住民に対し説明責任が果たせるよう、国と地方が対等な立場で十分に協議し、地方の意見が反映できる制度を法定化すべきである。

併せて、各年度の事業内容や負担金の積算内訳等について、早い段階での詳細な説明や情報提供を行うべきである。 (別紙参照)

直轄事業負担金の対象範囲等の基準

1 基本的な考え方

負担金の対象範囲等は、「<u>直轄事業の実施に直接要する経費」、「国庫補助事</u>業の取扱と同様の内容」とする。

2 事前協議・情報開示等

事前協議

事業の計画・実施・変更などの各段階において、国と地方が対等な立場で協議し、地方の意見が反映できるよう、事前の協議を法定化。

事業実施計画書の提出

4月末までに予定額通知書と併せ、事業毎に経費内容の内訳明細、算出根 拠等を付した「事業実施計画書」を提出。(事業内容変更時も同様)

完了実績報告書の提出

事業完了後に、補助事業における実績報告と同様の内容で情報提供を行い、各都道府県は履行確認を実施。

3 負担金の対象範囲

費目等	内容	
建設費		
共	直轄事業の実施に直接関わる業務に限り対象とする。	
通	複数年度又は複数自治体に跨っている業務は自治体毎に適正に 業務量を算定して所要経費を按分する。	
工事費	工事、測量及試験、用地及補償、船舶及機械器具、附帯工事、事 業委託、事業車両に要する経費。	
業務取扱費	共 通	国庫補助事業との均衡から制限率等を設定。
	人件費	工事への直接関与する者を対象とし、管理職は対象外。 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。 退職手当 補助事業と同様に対象外。 公務災害補償費 補助事業と同様に対象外。
	事務費	営繕宿舎費 直轄事業の工事施工に直接必要な現場事務 所等に限る。 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。

維持管理費(22年度から廃止)

2 1 年度分に係る対象範囲等については、基本的には建設費に準じる。 建設事業と維持管理事業に係る経費を明確に区分。 受益の範囲が複数年度、複数自治体に跨る経費は、適正に按分。